

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについて（概要）

1 趣旨

医療法及び医療法施行規則に基づき、自治医科大学卒業医師（以下、「自治医師」という。）に係るキャリア形成プログラム（対象医師の配置や能力向上等に関する計画）を策定し公表する。

2 プログラムの概要

- (1) 義務年限期間中（6年間自治医大から修学資金の貸与を受けた場合は9年間）の業務義務年限期間中の業務は、次のとおりとする。

業務の種類	業務の期間	業務の概要
臨床研修	2年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの病院で研修を受けること。 岡山済生会総合病院、岡山赤十字病院、津山中央病院 ・ 研修先は、原則として本人の意向を踏まえて上記3病院と協議の上、知事が決定する。 ・ 身分は、県職員とする。
地域勤務	6年又は5年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの病院に勤務し、診療に従事すること。 高梁市国民健康保険成羽病院、渡辺病院、真庭市国民健康保険湯原温泉病院、美作市立大原病院、鏡野町国民健康保険病院 ・ 勤務先は、県内のへき地医療の状況、本人の希望等を踏まえて知事が決定する。 ・ 身分は、県職員と勤務先病院職員の併任とする。 ・ 地域勤務先は、本人の申出によりキャリア形成に係る週一研修を受けられるよう配慮する。
後期研修	1年又は2年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの医療機関で研修を受けること。 <ul style="list-style-type: none"> a 地域医療の質的向上に資する最新の医学知識等の研修が可能であって、地域医療へ貢献している県内の医療機関 b 自治医科大学附属病院又はさいたま医療センター ・ 研修の開始時期は、義務年限6年目を基本とし、県内のへき地医療の状況及び本人の意向等を踏まえて知事が決定する。 ・ 研修先は、本人から提出された研修計画書に基づき知事が決定する。 ・ 身分は、県職員とする。

- (2) 休業、休暇等に係る義務年限の取扱い
自治医科大学が定めるとおりとする。

- (3) 取得可能な専門医

- ① 地域勤務の病院が専門研修の連携施設等になっている診療科（内科、総合診療、救急科、外科）
- ② 上記のほか、カリキュラム制による専門医取得が認められている診療科

義務年限中の配置例

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期研修		地域勤務			後期研修		地域勤務	

- (4) その他

- ・ 業務に支障を来さない限り、医局への入局や大学院入学は差し支えない。
- ・ 令和元年度以降に自治医科大学医学部に入学した者に適用し、令和元年度より前に入学した者のうち、令和7年度以降に後期研修2年目となる自治医師については、本人の希望により適用し、それ以外の自治医師の取扱いについては、従前の例による。

3 施行年月日

令和7年4月1日